

○総務省告示第百九十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十五日

総務大臣 片山 善博

別表第二十三号中

設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV
--------------------------------	-----

を

設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV
設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の無線設備	HST

に改める。